

委員会運営規程

第1章 総 則

第1条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）第9章に示す委員会の運営について定める。

2 男子体操、女子体操、新体操、トランポリン強化本部は委員会とみなす。

第2章 委 員

第2条 委員会には、次の役職を置く。

委員長 1名
副委員長 若干名
委員 若干名

2 強化本部における、本部長は委員長、副本部長は副委員長、部員は委員の別称とする。

第3条 委員長、副委員長ならびに委員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。

4 委員は、日常業務を処理する。

第3章 任 期

第5条 委員長、副委員長ならびに委員の任期は、2年以下とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 委 員 会

第6条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第7条 委員会は委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。

2 緊急を要するために、委員会に付議することが困難なときは、持ち回りにより審議し決議することができる。但し、次の委員会で報告し、承認を得なければならない。

3 委員会は議事録を作成し、委員長、及び委員会に出席した委員2名以上の議事録署名人の記名、押印を必要とする。

4 委員会の活動は年に1回以上、議事録を添え理事会に報告をしなければならない。

第8条 委員会は、その関連事項を処理する。とくに重要事項については理事会の承認を得なければならない。

2 重要事項は下記のとおりとする。

- (1)代表選手の選考方法
- (2)新事業の開催
- (3)補正予算が必要な案件
- (4)その他理事会が必要と認めたもの

3 重要事項については、委員会での議事録を添付する事を要する。

第9条 委員会が専門部を置く場合、その会議は専門部担当委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。

第6章 専 門 部

第10条 委員会には、日常業務を遂行するために、専門部を置くことができる。

第 11 条 専門部は、委員会役職員をもって構成し、その代表者を部長とする。

2 部長に事故あるときは、あらかじめ部長が指名する委員がこれを代行する。

第 12 条 専門部の部長、部員及び業務分掌は、委員会で決める。

第 13 条 専門部の業務に関連する報告や審議案件は委員会に対して行い、重要事項においては委員会を通じて、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日 制定

平成 31 年 3 月 9 日 改定

平成 31 年 3 月 9 日 施行